（前のページより続き）
○技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する告示
（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一七三
○技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する告示（**同**二）　一七五
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示
（**個人情報保護委**八）　一七六
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうちサイバーセキュリティ等に関する標準を定める命令附則第二条第一項の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体のクラウド利用情報システム並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日を定める告示（**デジタル庁・総務**二七）　一七八
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令附則第三条の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体の共通機能に係る機能要件を定める告示の一部を改正する告示（**同**二八）　一八三
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令附則第四条の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日を定める告示の全部を改正する告示（**同**二九）　一八七
○住民記録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件を改正する件（**総務**二八九）　一八八
○住民記録システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件を改正する件（**同**二九〇）　一九六
○戸籍附票システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件を改正する件（**同**二九一）　二〇〇
○戸籍附票システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件を改正する件（**同**二九二）　二〇三
○印鑑登録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件を改正する件（**同**二九三）　二〇三
○印鑑登録システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件を改正する件（**同**二九四）　二〇七
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の選挙人名簿管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体を定める告示を改正する件（**同**二九五）　二一〇
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日を定める告示を改正する件（**同**二九六）　二一五
○創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示
（**総務・経済産業**三）　二一四
○事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（**財務・経済産業**八）　二一五
○令和八年文部科学省告示第六十一号の一部を改正する件
（**文部科学**一〇四）　二一九
○令和八年文部科学省告示第六十二号の全部を改正する件（**同**一〇五）　二二四
○令和八年文部科学省告示第六十三号の一部を改正する件（**同**一〇六）　二二六
○令和八年文部科学省告示第六十四号の全部を改正する件（**同**一〇七）　二二七
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**厚生労働**二九〇）　二二一
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（**同**二九一）　二二三
○作業環境測定法施行規則第三条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（**同**二九二）　二二四
○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一〇九七）　二二五
○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条の四第五号の経済産業大臣が定める日等に関する告示（**経済産業**九五）　二二七
○貿易保険法第十六条の二第一項の経済産業大臣が定める取決めを定める告示（**同**九六）　二二四
○特定引受業務指針（**同**九七）　二二五
○特定引受基準（**同**九八）　二二五
○マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針の一部を改正する告示（**国土交通**一〇一七）　二二六

〔**その他告示**〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**デジタル庁**八）　二二六